

報告第26号 専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：住宅課)

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	103,466円
相手方	大林町在住の男性
事故発生日	令和3年7月13日
事故発生場所	小松島市大林町字宮免16番地

事故の概要

市営大林団地内の草刈りを行っていた際、草刈機の回転刃が小石を跳ね上げ、敷地内に駐車していた自動車のテールランプ及びバックドアガラスを破損させたもの。

令和3年9月14日 専決第6号

小松島市長 中山 俊雄